

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路放射第24号線

2 理由

幹線街路放射第24号線（以下「放射第24号線」という。）は、新宿区住吉町を起点とし、新宿区西新宿五丁目に至る延長約3.2キロメートルの路線である。

放射第24号線のうち、新宿区住吉町から新宿区富久町までの約270メートルの区間は、令和元年11月に東京都、特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、概成道路と位置付けられており、都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年東京都条例第147号。以下「道路構造条例」という。）等における現道幅員や安全かつ円滑な交通が確保されているか等の地域の実情に基づいて評価を行った。その結果、道路構造条例等の規定する要件を満たしており、安全かつ円滑な交通が確保されていることが確認されたため、現道合わせとして都市計画変更を行う区間とした。

このため、本路線の一部幅員を変更する。